（公印省略）

３太介第805号

令和４年３月15日

市内　地域包括支援センター

　　　　指定居宅介護支援事業所

　　　　管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取り扱いについて（通知）

　平素より、市の介護保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、「太宰府市介護保険給付に関するQ&A」（平成30年４月25日更新）に掲載しておりましたが、ケアプラン点検等を行った結果、踏み台付き手すりを貸与し、踏み台部分を含めて保険請求しているケースが散見されました。

つきましては、踏み台付き手すり貸与の取り扱い及び対応について、下記のとおりといたします。

現在、既に踏み台付き手すりを貸与し、踏み台部分を含めて保険請求している場合は、貸与品の見直しを行ってください。

また、本取扱いを変更する場合は改めて通知いたします。

記

１　踏み台付き手すり貸与の取り扱いについて

国の解釈通知（平成１２年１月３１日老企第３４号）の「３複合的機能を有する

福祉用具について」において、「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。」とされています。踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しないため、踏み台の部分を含めての保険請求は原則できません。

　※ただし、踏み台なしの手すりを介護保険給付により貸与した上で、踏み台を自費又は事業所負担で利用することは可能です。

２　対応について

令和４年４月30日までに貸与品の見直しを行い、下記のとおり対応してくださ

い。

（１）　貸与品の見直しに伴いケアプランを変更する際は、変更内容を見え消しで

変更すること。

（２）　利用者又はその家族へ変更内容を説明し同意を得ること。（変更を行ったケアプランの受領に対する利用者の署名、捺印や再交付までは求めません。）

（３）　支援経過に変更を行った日付及び内容を記録すること。また、利用者又はその家族に説明及び同意を得た日付についても記録すること。

※住宅改修等による代替措置を行い、踏み台付き手すり貸与を中止する場合は上

記（１）から（３）の対応を行ってください。

　　　ただし、利用者の心身状態の改善等により、踏み台付き手すり貸与を中止する

場合は一連のケアマネジメント業務を行ってください。

＜問い合わせ先＞

太宰府市介護保険課介護保険係

TEL：092-921-2121

（内線）370・371・372